

令和4年2月8日

令和4年2月
新潟県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

新潟県後期高齢者医療広域連合議会

新潟県後期高齢者医療広域連合議会 2月定例会
令和4年2月8日

◎ 議事日程 第1号

令和4年2月8日（火曜日）午後1時15分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 発議第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について
 - 第4 議案第1号 専決処分について
新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
 - 第5 議案第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
 - 第6 議案第3号 令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
 - 第7 議案第4号 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
 - 第8 議案第5号 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
-

◎本日の会議に付した事件

ページ

日程第1	会議録署名議員の指名について	4
日程第2	会期の決定について	4
日程第3	発議第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について	5
日程第4	議案第1号 専決処分について 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について	

		て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
日程第5	議案第2号	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部改正について・・・・・・・・	7
日程第6	議案第3号	令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療特別会計補正予算（第2号）について・・・・・・・・	8
日程第7	議案第4号	令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
日程第8	議案第5号	令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療特別会計予算について・・・・・・・・	8

◎出席議員（29名）

高橋三義	大竹雅春	渡邊隆
岡田竜一	重野正毅	阿部聡
吉崎進	三沢嘉男	鈴木一郎
佐野統康	長谷川孝	大岩勉
田中立一	村越洋一	佐藤涉
大滝勝	山田伸之	佐藤肇
目黒哲也	渡辺秀敏	高松守雄
小熊正	池井豊	宮澤直子
小黒博泰	佐藤守正	小木曾茂子
廣嶋一俊	伝信男	

◎欠席議員（1人）

本保友明

◎説明のため出席した者

広域連合長	磯田達伸
副広域連合長	小林則幸
事務局長	八木弘
業務課長	矢代睦

総務課総務係長	棚橋祐介
総務課企画係長	新保大祐
業務課医療給付係長	熊倉さおり
業務課資格保険料係長	藤巻祐介

◎職務のため出席した者

議会事務局長	池田文明
議会事務局員	小林妙子
議会事務局員	松井 円

午後1時15分 開議

○議長（高橋 三義） 会議に先立ち、諸般の報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配付のとおり、監査結果の報告です。

監査委員より、昨年8月から本年1月までに行われた定期監査の結果及び例月現金出納検査結果についての提出がありました。

検査の結果、計数等はいずれも正確で、出納事務についても適正であると認められたというものです。ここに御報告を申し上げます。

○議長（高橋 三義） これより、令和4年2月新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。ただ今、出席者は29名であり、地方自治法第292条において準用する同法第113条の規定により、定足数に達しております。

△日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋三義） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において、佐藤渉議員及び高松守雄議員を指名いたします。お願いします。

△日程第2 会期の決定について

○議長（高橋三義） 次に、日程第2、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

△日程第3 発議第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について

○議長（高橋三義） 次に、日程第3、発議第1号「新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。

発議第1号は、会議規則第37条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

次に、本件について、質疑、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。これより、発議第1号「新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第1号 専決処分について

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

- △日程第5 議案第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- △日程第6 議案第3号 令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- △日程第7 議案第4号 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- △日程第8 議案第5号 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（高橋三義） 次に、日程第4、議案第1号「専決処分について 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について」から日程第8、議案第5号「令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」までを一括議題といたします。

広域連合長の説明をお願いいたします。

◎広域連合長（磯田達伸） はい。議長

○議長（高橋三義） 磯田広域連合長

[広域連合長、登壇、説明]

◎広域連合長（磯田達伸） 広域連合長の磯田であります。本日は、広域連合議会2月定例会ということであり、御出席賜り、改めて感謝を申し上げたいと存じます。議案説明の前に、制度を取り巻く現状と、連合長としての所信について、申し上げさせていただきたいと存じます。

現在、皆様の地域、我々の地域、それぞれで豪雪への対応が大変な状況だと思っております。そういう中で、全国的にオミクロン株による感染拡大が続いていまして、県内も感染者が急激に増えております。

そこで、先月21日から、本県においても、「まん延防止等重点措置」が適用されたということで、実は、まん延防止措置の適用の要請を決定する県の各首長対策会議に参加していたのですが、その時に議論になったのが、何のためにこのまん防の措置を適用要請するのかという議論になりました。結果的には、医療のひっ迫を避けるためだということで、意思統一されたわけであり、

本日夕方、県のコロナ対策本部会議が開かれて、同様に議論がされるわけですが、そこでやはり、まん防の適用延長を要請するかどうかという議論が出ると思います。争点となるのは、高齢者の受診控えということが、大きな課題だと思っております。あまり重症化しないオミクロン株ですが、高齢者、特に基礎疾患がある方が受診控えをして感染したりすると、そこで合併症が起きて重症化する。そのことによって医療のひっ迫が起きるという流れを、県は焦点を当てて、対策を講じていくという方針のようであります。

そういう意味では、我々にとっても、保険者として引き続き講じ方を注視しながらいろいろな対応を取っていく必要があると思っております。

令和4年度は、後期高齢者医療制度がスタートしてから15年目という節目の年あたるわけですが、10月1日からは一定以上の所得のある後期高齢者の窓口負担割合を1割から2割に引き上げるといふ、制度上の大きな改正が予定されております。

県内における2割負担の対象者は、被保険者全体の16.4%を見込んでいるということであり、16.4%の方が、1割から2割に上がってどういうふうな動きを見せるかということに注視していかねばならないということでもあります。

この2割負担の導入は、現役世代が拠出する後期高齢者支援金の一定の削減につながるという効果もあるわけですが、少子高齢化・人口減少が急速に進んでいる現在、我が国が誇るべき国民皆保険制度を、将来にわたって安定的に維持していく上では、非常に大切な現役世代の負担を軽減する意味でも、仕組みの構築は、非常に大切な課題でありますので、今後とも全ての世代が協力して、知恵を出し合っていく必要があるのではないかなというふうに考えておりますが、先ほど申し上げたように、受診控え等の問題がどうゆうふうに出てくるのかということについて、注視していくべきではないかなと考えています。

私といたしましては、連合長として後期高齢者の皆様が引き続き安心して医療を受診できるように、高齢者の生活状況にも配慮しつつ、保険者としての務めを果たしてまいりたいと考えているところでございます。

それでは、議案第1号から第5号につきまして、説明をさせていただきます。

まず、議案第1号、専決処分についてあります。

これは、新潟県市町村総合事務組合規約の変更に関する専決処分の報告であります。

新潟県市町村総合事務組合を組織する「阿賀北広域組合」が解散することに伴いまして本年3月31日限りで脱退すること、及び本年4月1日から「加茂市」及び「加茂市・田上町消防衛生保育組合」が、共同処理する事務に加入することに伴いまして、規約を変更するものであります。新潟県市町村総合事務組合の国に対する許可申請期限までに変更する必要がありますので、本年1月4日付けで、専決処分をさせていただいたということでございます。

次に、議案第2号、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。

これは、令和4年度及び令和5年度の保険料率の改定とともに、国の制度改正に伴う改正を行うものです。内容は、保険料率を現行のとおり据え置くとともに、国の制度改正に伴いまして、保険料賦課限度額を66万円に引き上げるという内容でございます。

次に、議案第3号、令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,574万1千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,811億8,736万7千円とするものです。

次に、議案第4号、令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。

これは、広域連合の運営に係る事務経費を計上するものでありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,496万2千円と定めるものです。

次に、議案第5号、令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

これは、後期高齢者医療制度の給付に係る経費を計上するものであり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,670億431万7千円と定めるものであります。以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（高橋三義） 次に、事務局長から本件につきまして補足説明の発言を求められております。これを許可いたします。

◎事務局長（八木弘） 議長。

○議長（高橋三義） 八木事務局長。

[八木事務局長、自席、説明]

◎事務局長（八木弘）

それでは、議案第1号から第5号についての補足説明をさせていただきます。

事前に議案書に併せてお送りいたしました、薄い冊子「令和4年2月議会定例会提出議案の概要」という資料を、お手元に御用意をお願いいたします。

「概要」の表紙をおめくりいただきまして、1ページをお開きください。議案第1号「専決処分について 専決第1号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について」で

す。おめくりいただいて3ページです。

はじめに、規約変更の理由です。新潟県市町村総合事務組合を組織する「阿賀北広域組合」が解散することに伴い本年3月31日限りで脱退すること、また、本年4月1日から「加茂市」及び「加茂市・田上町消防衛生保育組合」が、共同処理する事務に加入することに伴う規約の変更でございます。

次に、専決処分とした理由です。規約変更に際しまして、新潟県市町村総合事務組合が、構成団体の規約変更協議書の提出期限を本年1月6日としていたため、この期限において議会の招集が困難であったことから、1月4日付けで専決処分をさせていただきます。

次に、7ページをお開きください。議案第2号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」です。おめくりいただいて9ページです。

はじめに、一部改正の理由でございます。令和4年度及び令和5年度の保険料率の改定と保険料賦課限度額の引上げを行うための所要の改正を行うものです。

次に、条例改正の概要について御説明をいたします。この度の改正は、今ほど申し上げましたように、大きく2項目ございます。条例の具体的な条項の改正についての説明に先立ちまして、この2項目の内容について、御説明をいたします。2枚おめくりいただき、13ページ、「議案第2号参考資料」を御覧ください。

1つ目の改正項目、「(1) 保険料率の改定」についてです。

はじめに、「概要」についてご説明いたします。後期高齢者医療制度では、財政の均衡を保つため、2年に一度、保険料率の見直しを行うこととされております。今年度は令和4・5年度の保険料率の見直し時期に当たりますが、国から示された基礎数値と、今後予想される被保険者数や医療費の動向を踏まえまして算定を行いました結果、剰余金の投入により、保険料率を据え置くこととするものでございます。

「医療費と財源」について、下の図を御覧ください。後期高齢者医療制度では、費用の約99%が医療給付費となりますが、その財源につきましては、原則として5割を公費負担、約4割を若年者・現役世代からの支援金である後期高齢者交付金、残りの約1割、網掛け部分を保険料で賄うこととされております。この保険料で賄う比率を「後期高齢者負担率」といい、これは国から示される数値です。制度開始当初は10%と設定されておりましたが、後期高齢者の増加と若年者・現役世代の減少により、料率の見直しごとに増加しており、今回の算定に当たっては、11.72%となっております。

次に、おめくりいただき14ページ、「算定の条件」を御覧ください。

まずはじめに、一人当たり医療給付費についてです。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は前年度に比較して大きく減少しています。3年度は、引き続きこの影響を受けながらも徐々に回復している状況にあり、年度途中

のこれまでの実績と令和2年度との増減率により、3年度の給付費の見込みを算定しております。4年度以降につきましては、新型コロナウイルスの影響がなくなるものと仮定しまして、感染症の影響がなかった平成29年度から令和元年度までの3年間の平均増減率により、給付費の見込みを算定したところでございます。その結果、令和3年度を増減率を101.61%、4年度から7年度までの増減率を101.15%程度と推計しています。

次に、診療報酬改定についてでございます。令和4年度の診療報酬改定において、後期高齢者医療に影響するものでは、全体でマイナス1.13%となっております。この中には、一部10月から施行される改定もありますが、これらの影響を加味した上で、今後の医療給付費を推計しています。

次に、窓口負担割合2割導入の影響についてです。本年10月1日から、現在1割負担の方々のうち、一定の所得以上の方の窓口負担割合が2割となります。本県では、被保険者のうち16.4%の方が、2割負担に該当するものと推計しております。また、給付費への影響については、令和4年度は12億6,200万円、一人当たり保険料331円60銭の減、5年度は31億4700万円、一人当たり保険料802円10銭の減の影響があるものと推計しております。

次に、国から示される基礎数値である後期高齢者負担率につきましては、先ほど御説明したとおり、若年者・現役世代と後期高齢者の人口割合を基に算出されるもので、前回、2年前の改定では11.41%であったのに対し、今回は11.72%と、0.31ポイント増加しております。

次の、保険料賦課限度額につきましても、国から示されたものになりますが、保険料率とともに同じ広域連合の後期高齢者医療に関する条例に規定している内容でございます。現行では64万円であるところ、66万円と2万円の引上げとなります。

次の、当広域連合が設置しております医療財政調整基金、これが「剰余金」ということとなりますが、この残高につきましては、令和2・3年度の医療給付費が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大幅に減少したこともあり、3年度末で60億円と見込んでおります。

次の、新潟県が設置している財政安定化基金の残高につきましては、令和3年度末で34億円、令和5年度末では40億円と見込んでおり、その時点における取崩し可能額は24億円と見込んでおります。

次に、下の表を御覧ください。これは被保険者数、一人当たり医療給付費、医療給付費総額につきまして、年度別・時系列に、その実績と今後の推計値を示したものです。

1項目め、被保険者数についてです。令和3年度の実績見込みが、37万943人であるのに対し、4年度は38万572人、5年度は39万2,350人と大きく増加するものと推計しております。これは、令和4・5年度に75歳年齢に到達する世代

が昭和 22・23 年度にお生まれになったいわゆる「団塊の世代」の方々が人口が多いことが理由でございます。なお、令和 6・7 年度までは引き続き、被保険者数は大きく増加するものと見込んでおります。

2 項目め、一人当たり医療給付費については、先ほど御説明したとおり、コロナ感染症、診療報酬改定、窓口負担割合 2 割導入のそれぞれの影響を加味しました結果、令和 3 年度実績見込が 69 万 2,401 円、4 年度は 68 万 9,723 円、5 年度は 69 万 3,129 円になるものと推計しています。伸び率は令和 4 年度がマイナス 0.39%、5 年度がプラス 0.49%ということでございます。

次に、15 ページ、「算定結果」を御覧ください。

「(1) 収支の見込み」です。

令和 2・3 年度の 2 か年の財政規模は 5,171 億円となる見込みですが、4・5 年度の 2 年間の財政規模は先ほどの条件で算定しますと、5,411 億円、240 億円の増加となります。なお、6・7 年度の 2 年間の財政規模は 5,848 億円となり、更に 437 億円の増加になるものと推計しております。令和 4・5 年度にお戻りいただきまして、5,411 億円と見込む支出に対する収入を現行の保険料率で算定した場合の保険料収納見込み額は 539 億円で、30 億円の不足が生じます。この不足額に対しまして、3 年度末において見込まれる剰余金 60 億円の中の 30 億円を活用することにより、現行料率をそのまま維持しようというものでございます。

なお、剰余金の残額 30 億円と財政安定化基金 24 億円につきましては、次回の令和 6・7 年度以降の医療費等の増加などを見据え、今回は活用しないことといたします。以上を基に算出した結果が、「(2) 新保険料率 (案)」になります。

令和 4・5 年度の保険料率を、均等割額「40,400 円」、所得割率「7.84%」と、現行料率のまま据え置くことといたします。平均保険料は、均等割軽減制度を適用する前では、年間 70,101 円、適用後では、年間 54,621 円となります。

次に、おめくりいただき 16 ページ、「(参考) 剰余金を活用した場合の算定結果の比較」を御覧ください。これは、基礎数値等の算定条件をそのままとし、令和 4・5 年度と 6・7 年度とで、剰余金 60 億円の活用を 3 つのパターンにより試算したものです。

パターン A は、令和 4・5 年度では剰余金ゼロ、6・7 年度において剰余金 60 億円を活用するもの。パターン B は、令和 4・5 年度と 6・7 年度のそれぞれで剰余金を 30 億円ずつ活用するもの。パターン C は、パターン A とは逆に令和 4・5 年度において剰余金 60 億円を活用し、6・7 年度では剰余金ゼロとするものです。

御覧いただいておりますとおり、パターン A、パターン C とともに剰余金の全額活用時に保険料率が下がる一方で、剰余金ゼロの時にはその分保険料率が上昇し、変動の幅が大きくなります。これに対しまして、剰余金を 30 億円ずつ活用するパターン B では、令和 4・5 年度に比較して 6・7 年度の均等割額・所得割率の上

昇を相対的に小幅に抑えることができます。

現在、オミクロン株による第6波とも言われるコロナ感染が猛威を振るっている中、この感染症の影響による今後の医療費の動向を見通すことは極めて困難です。加えて、令和6・7年度においても「団塊の世代」の75歳年齢到達に伴う医療費総額の更なる急増は避けられません。このような状況からもたらされかねない財政リスクをできうるかぎり緩和するという意味からも、パターンBを採用することが最も適切な選択であると考えたものです。

次に、「(3) 改定保険料のモデルケース」をご覧ください。

これは、年金収入別の単身世帯の被保険者の保険料について、モデルケースとして算定したものです。均等割軽減制度の変更はありませんので、新保険料は現行と同額となります。なお、保険料率が据え置きとなりましても、被保険者の皆さま方の実際の個々の保険料につきましては、前年の収入・所得のそれぞれの状況によりまして変わってまいりますので、御承知おき願います。

次に、17ページ、「直近3期における保険料率の他広域連合との比較」では、平成28・29年度、平成30・令和元年度と現行の令和2・3年度のそれぞれの保険料率の全国順位についてお示ししています。令和2・3年度では、均等割額、所得割率ともに46位、一人当たり平均保険料額43位と、当新潟県広域連合の順位は全国的に見て低い位置にあります。今回の料率の改定につきましては、全国の各広域連合の保険料率が決まっておきませんので、新しい順位は分かりませんが、算定条件には共通のものが多く、当広域連合の全国順位は相対的に見て、これまでと同様に低くなるものと考えております。

次に、1枚おめくりいただきまして、18ページを御覧ください。

2つ目の改正項目である「(2) 保険料賦課限度額の引き上げ」について、ご説明いたします。被保険者間の負担の公平の確保と中間所得層の負担の軽減を図るため、保険料の賦課限度額が、64万円から66万円に引き上げられるものです。これによる県全体の影響については、対象者2,166人に対して、4,200万円の賦課額増を見込んでおります。

次に、「参考」を御覧ください。

窓口負担割合2割の導入について、その概要と、対象人数及び影響額について表にしてお示したものです。

最初に、概要です。繰り返しになりますが、後期高齢者の医療費の増大、それから、若年者・現役世代の減少に対応するため、本年10月から、1割負担の方々のうち、一定の所得以上の方の窓口負担割合を2割とする制度が導入されます。なお、外来受診につきましては、急激な負担の増加を抑えるため、新たに2割負担となる方の負担増加額の上限を月額3千円とする「配慮措置」が設けられています。これは、3年間の経過措置となります。

次に、対象人数です。新潟県においては、2割負担となる方は、16.4%と推計

しており、令和4年度で、62,414人、5年度では64,344人と見込んでおります。
次に、19ページをご覧ください。

「費用への影響額」についてご説明いたします。

まず、「①配慮措置の効果」で2割負担導入による給付費の抑制効果を算定しています。

その結果、配慮措置がない場合では、令和4年度13億4,900万円の減、0.51%のマイナス、5年度34億2,000万円の減1.24%のマイナスと見込んでおります。

また、配慮措置がある場合では、令和4年度12億6,200万円の減、0.48%のマイナス、5年度31億4700万円の減、1.14%のマイナスとなります。

なお、配慮措置による2割負担者の窓口負担額の抑制効果は、令和4年度8,700万円、5年度2億7,300万円と見込んでおります。

「②2割負担の保険料への影響」についてです。

配慮措置がある場合の一人当たり保険料の影響額は、先ほど申し上げましたとおり令和4年度331円60銭の減、5年度802円10銭の減と見込んでおります。

次に、財源への影響額についてです。保険料、公費負担、支援金ごとに、表にしてお示ししております。影響額と増減率については御覧のとおりでございます。

以上、保険料率改定などの内容について御説明いたしました。

ここで、大変恐れ入りますが、9ページ「2条例改正の概要」にお戻りいただきまして、条例の具体的な条項の改正について御説明いたします。なお、11ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、適宜あわせて御覧いただければと思います。

保険料率の改定につきましては、保険料率を現行のまま据え置くため、第9条及び第10条に規定されている対象となる年度のみを改めることとなります。また、保険料賦課限度額の引上げにつきましては、第11条に規定されている金額を改めるものです。なお、改正条例の施行日は本年4月1日です。

以上、後期高齢者医療条例の一部改正について、御説明いたしました。この度の保険料率の改定では、料率を据え置くことといたしますが、御議決をいただきました折には、窓口負担割合2割導入という大きな制度改正の内容ともども、被保険者の皆様、御家族の皆様方に対しまして、より分かりやすい丁寧な説明、周知・広報を行ってまいります。

次に、21ページを御覧ください。

議案第3号「令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」です。

おめぐりいただき、23ページ、「補正額」は、歳入歳出予算ともに、1,574万1千円の追加です。「補正理由」は、特別高額医療費共同事業拠出金の経費、過年度分保険料還付金の精算に係る経費及び令和2年度の国庫補助事業の精算に係る経費を補正するものです。

「歳入予算」の「繰入金」は、医療財政調整基金から必要額を繰り入れるものです。

次に、「歳出予算」の「特別高額医療費共同事業拠出金」は、著しく高額な医療費が発生した際に、その費用を全国の広域連合により共同で負担する事業の拠出金を増額するものであります。「諸支出金」の内「保険料還付金」は、過年度分の保険料還付金の精算見込額に基づき不足分を補正するものです。「償還金」は、令和2年度の特別調整交付金の実績に基づく超過分を国へ返還するものです。

次に、当初予算（案）について御説明いたします。

25 ページを御覧ください。

議案第4号「令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」です。

おめぐりいただいて27ページ、横長のページです。予算総額は10億9,496万2千円であり、前年度に比べ5,042万4千円、4.8%の増額となっています。

増額となった主な理由を、上段右側に記載しています。特別会計への事務費繰出金が増加したことによるもので、特別会計における次期標準システムの更改に向けた事前作業等が皆増となったことによるものです。

下段、表の左側の「歳入予算」から、主なものについて御説明いたします。分担金及び負担金は、事務局の運営に係る費用を共通経費負担金として、各市町村から御負担いただくもので、10億9,408万8千円です。なお、参考として市町村別の内訳を、29ページの資料に記載しております。

国庫支出金は、被保険者、医療関係者、行政関係者等の意見を聴取する場として設定している。医療懇談会の運営に対する交付金で63万3千円です。

次に、右側「歳出予算」について、主なものを御説明いたします。総務費は、事務局運営費や、特別会計の事務経費に対する繰出金を計上した一般管理事務費、総務課等職員の人件費負担金などの経費である職員派遣関係経費です。

次に、31ページ、議案第5号「令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」です。おめぐりいただいて33ページ、予算総額は、2,670億431万7千円で、前年度に比べ、26億2,626万9千円、1.0%の減額となっています。上段右側に「増減の主なもの」を記載しています。

減額となった主なものは、保険給付費の療養給付費では、令和4・5年度の料率改定におきまして、被保険者数は増加するものの、一人当たりの医療給付費が減少する見込みのため、全体の給付費が減少したことによるものです。

増額となった主なものは、保健事業費のその他健康保持増進事業のうち、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業について、これを実施する市町村数の増加によるもの。また、総務費の医療給付費では、2割負担導入に伴う被保険者証の再交付に係る委託料や市町村の郵送料に対する補助金等を計上したこと電算システム経費では、次期標準システムの更改に向けた事前作業の一部経費

等を計上したことによる増額となっています。

下段、表の左側、「歳入予算」から、主なものについて説明いたします。市町村支出金のうち、保険料等負担金は、市町村で徴収いただいております保険料と、低所得者などに対する保険料軽減分の負担金、療養給付費負担金は、歳出の療養諸費のうち、公費負担対象者分について、市町村における公費負担分 12 分の 1 をそれぞれ市町村から御負担いただくものです。なお、「市町村支出金」の市町村別の内訳を、35 ページに記載しております。

国庫支出金、県支出金、支払基金交付金につきましては、療養給付費などの対象経費を基にした、それぞれの法定負担率による負担額です。

また、繰入金のうち、事務費繰入金については、医療給付に係る事務的経費の財源として一般会計から繰り入れるもの、医療財政調整基金繰入金は、保険料の上昇抑制のために当広域連合に設置しております。医療財政調整基金から必要額を繰り入れるものです。

次に、右側の「歳出予算」についてです。総務費は、業務課職員の人件費負担金を含む業務一般管理費、被保険者証の作成や審査支払電算処理などの医療給付経費、電算システム経費のほか後発医薬品差額通知事業や重複・頻回受診者訪問相談事業といった医療費適正化推進事業に係る経費などです。

保険給付費は、療養の給付に係る費用で、療養給付費、食事・生活療養費などの療養諸費、高額療養諸費、葬祭費を計上しております。

次の、保健事業費のうち、健康診査事業費は、市町村から御協力をいただきながら実施しております健康診査と歯科健康診査の市町村への業務委託料、その他健康保持増進事業は、低栄養・歯科・服薬に関する訪問相談事業に係る経費などの低栄養・重症化予防業務委託料、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業に係る委託料、市町村が実施する保健事業に対する特別対策補助金などでございます。

以上、議案第 1 号から第 5 号の補足説明を終わります。

○議長（高橋三義） それでは、これより、議案第 1 号「専決処分について 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

○議長（高橋三義） これより、議案第1号「専決処分について 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について」を採決いたします。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第2号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終結いたします。

○議長（高橋三義） これより、議案第2号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第3号「令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」質疑に入ります。通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終結いたします。

○議長（高橋三義） これより、議案第3号「令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第4号「令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終結いたします。

○議長（高橋三義） これより、議案第4号「令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」を採決いたします。
本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第5号「令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終結いたします。

○議長（高橋三義） これより、議案第5号「令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」を採決いたします。
本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋三義） それでは、本日の日程はすべて終了いたしました。以上をもちまして、令和4年2月新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午後2時07分 閉会
